

広報

ほ
くりゅう

2026

5

No.729

集落支援員・地域おこし協力隊員のご紹介… 3P

北竜土地改良区予算等… 14～19P

ようこそ北竜へ… 20～21P

こども・くらし応援課、出納室の窓口時間の変更… 26P



今月の
表紙

4月8日 真竜小学校入学式

在校生や先生方に拍手で迎えられ、12名の新入生が真竜小学校へ入学しました。

北竜消防団が 日本消防協会表彰旗を受賞

3月6日、東京都の日本消防会館において、第78回日本消防協会定例表彰式が行われ、北竜消防団が優良消防団として表彰旗を受賞されました。

受賞を受け、3月18日に中山団長と鶴飼副団長が表彰旗と表彰状を携え、役場にて佐々木町長へ受賞の報告を行いました。

今回の受賞は、北竜消防団の永年にわたる地域防災活動への功績によるものです。



～北竜町社会福祉協議会からのお知らせ～ みんなの広場おむすび『春のモルック大会』を開催しました

3月22日、みんなの広場「おむすび」では「春のモルック大会」を開催しました。子どもからシニアまで参加していただき、多世代交流の場として大いに盛り上がりました。7チームに分かれ各チーム4試合を行い、その結果をもとに順位を決定。どの試合も白熱し笑顔あふれる時間となりました。

また得点や審判等は空いているチームの方が積極的に協力していただき、スムーズな運営につながりました。ご参加いただいた皆さま、ありがとうございました。

次回のイベントは、5月9日（土）改善センター体育館にてキンボール体験会を行います。参加される方は申し込みを行ってください。詳しくは今月号の折り込みチラシをご覧ください。



- 開 放 日：5月7・11・14・18・21・25日（毎週月・木曜日／祝日は休み）
※28日（木）は開放していません。
- 利用時間：10時～17時

【問い合わせ先】 北竜町社会福祉協議会 担当：村井 恵（コミュニティソーシャルワーカー）
TEL：34-2435 / 携帯電話：090-2818-2435（直通）
※相談支援業務も行っています。お気軽にご相談ください。



北竜町の集落支援員・ 地域おこし協力隊員を紹介します

令和8年度に活動していただいている集落支援員と地域おこし協力隊員をご紹介します。



▲後列左から奥田副町長、寺内郁子さん、寺内昇さん、村上信行さん、新井田翼さん、横倉健さん、佐々木町長 / 前列左から松野秀樹さん、白石亜紀さん、櫻庭賢一さん、酒井敏郎さん、酒井優斗さん、高月将行さん（※井上護さん、滝上和昭さん、星野忠雄さんは当日欠席）

■集落支援員

- 寺内 昇さん 北竜町ポータル運営（H25.4～R5.3, R7.4～）
- 寺内 郁子さん 北竜町ポータル運営（H25.4～）
- 櫻庭 賢一さん 町の基幹産業を担う新規就農育成、支援等（H31.4～）
- 村上 信行さん みのりっち店長、イベント企画・運営（R6.4～）
- 滝上 和昭さん 町の基幹産業を担う農業支援等（R8.4～）
- 星野 忠雄さん 町の基幹産業を担う農業支援等（R8.4～）

■地域おこし協力隊員

- 高月 将行さん 動画作成、情報発信、イベント企画・運営等（R7.4～）
- 白石 亜紀さん スポーツインストラクター活動、社会教育・体育支援等（R7.5～）
- 酒井 優斗さん 観光情報発信、ひまわりまつり運営、イベント企画・運営等（R7.5～）
- 新井田 翼さん 動画作成、イベント企画・運営等（R7.5～）
- 横倉 健さん 新規就農（ひまわりすいか）（R7.5～）
- 井上 護さん 鳥獣害業務等（R7.7～）
- 酒井 敏郎さん 新規就農（ひまわりすいか）（R8.3～）
- 松野 秀樹さん 新規就農（ひまわりすいか）（R8.4～）

地域おこし協力隊員や集落支援員の方々の顔と名前や活動内容を知っていただきたく、来月号より数名ずつご紹介するコーナー（仮称：地域おこし協力隊・集落支援員通信）を掲載予定です。楽しみにお待ちください。

地方創生トピックス

今年度から新たに始まった地方創生交付金2.0。北竜町ではどのようなことを行っているのか町民の皆様にご覧いただけるよう広報誌を通じて随時お知らせいたします。

まちづくり専門人材を公募&配置しました

【事業の目的や内容】

町が取り組む地方創生の重点分野を担うための専門人材を広く公募し4月1日から配置しています。町内での起業・自立を目指す「ビジネスチャレンジフェロー」が2名、関係人口によるコミュニティづくりや、役場業務をサポートする「ローカルキャリアパートナー」が1名です。東京や札幌から移住し活動を行っています。

【現在の取組状況と今後】

「ビジネスチャレンジフェロー」は商工会等とも連携し、起業に向けた準備やリサーチ活動を進めていきます。「ローカルキャリアパートナー」は関係人口の見える化等に取り組んでいきます。今後も様々な分野のまちづくり専門人材を強化・配置していく予定です。



サントリーホールディングスから人材の受け入れをしています

【事業の目的や内容】

4月1日付けでサントリーホールディングス株式会社から、社員1名が役場（総合政策室）に出向しています。国の地域活性化起業人制度を利用したもので、民間企業の持つスキルや知見を地方創生の取組に活用するためのしくみです。札幌から移住して最大3年間業務を担っていく予定です。

【現在の取組状況と今後】

サントリーでは主に営業畑で成果を上げられてきた方です。北竜町での肩書きは『北竜ひまわりホールディングス経営管理部準備室長』です。当面は「ビジネスチャレンジフェロー」のメンタリングや起業の実現のためのサポートなどに携わっていきます。（「ようこそ北竜へ」(P.21)にてお顔を紹介させていただいています）

共創ルーム「つなぎ芽」を開設しました

【事業の目的や内容】

役場の若手職員が企画し、空間デザインの専門家（COTONA片岡氏）のサポートを受け作り上げた部屋が役場内にできました。民間企業等との共創（企画・交流・情報交換等）や、職員のクリエイティビティを発揮させる場としての役割を期待し「つなぎ芽」と名付けました。

【現在の取組状況と今後】

「ビジネスチャレンジフェロー」の活動拠点、民間事業者など関係人口との接点、町民や役場職員のプロジェクトチームのミーティングなどに利用していきます。また、フリーアドレスの導入などの新しい働き方や、デジタルを活用した先進的な業務環境の実現、官民共創の見える化などに取り組んでいきます。



保育園の新しい「子育て保育」が始動！

【事業の目的や内容】

「子育てのまち」宣言を踏まえ、また、義務教育学校の開校を見据えて保育園のあり方を転換しようとしています。保育園の子どもたちが「自分らしく生きる力」「人とつながる力」「ふるさとを愛する力」を身に付けられるよう、まずは保育士など大人が変わっていくことを目指します。

【現在の取組状況と今後】

保育士の資格と、保育カウンセラーで、複数の保育園の園長経験がある「子育て保育推進マネージャー」を配置するとともに、子育て保育全体をマネジメントする役割の「子育て保育プロジェクト統括ディレクター」を委嘱し、2名体制で取り組んでいます。保育士研修を皮切りに保育現場で様々な取組を行っています。



議会だより

定例会

令和8年第1回定例会は3月9日に招集され、提出された案件を審議し閉会いたしました。

委員会報告

総務産業常任委員会

- 調査期日 1月27日
- 調査事項 地域公共交通の現況について
- 調査結果 指摘事項なし
- 調査期日 2月10日
- 調査事項 町道及び公共施設等の除排雪状況について
- 調査結果 指摘事項なし

承認

○専決処分の承認を求めることについて

〔令和7年度北竜町一般会計補正予算(第6号)について〕

同意

○監査委員の選任について

・山田 伸裕 氏

○北竜町表彰条例に基づく表彰について

- ・高橋 利昌 氏
- ・有馬 一志 氏
- ・伊藤 一三男 氏
- ・北竜町立北竜中学校
ひまわり委員会

原案可決

- 北竜町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 北竜町新規就農者誘致特別措置条例の一部改正について
- 北竜町「子育て」のまち宣言について
- 北竜町子育て未来まちづくり基金条例の制定について
- 令和7年度北竜町一般会計補正予算(第7号)について
- 令和7年度北竜町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 令和7年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算(第2号)について
- 令和7年度北竜町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 令和7年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計補正

予算(第2号)について

○令和7年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業会計補正予算(第4号)について

○令和7年度北竜町簡易水道事業会計補正予算(第3号)について

○北竜町移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

委員会報告

予算審査特別委員会

- 調査期日 3月10日～13日
- 審査事件 令和8年度予算審査会計(8会計)、北竜町特定乳幼児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について 外
- 審議結果 文書による指摘1件、口頭による意見1件を付与し、原案通り可決すべきものと決定する。

意見書提出

次の意見書を可決し、関係省庁に送付いたしました。
○生産現場に寄り添った農業政策を求める意見書

活動報告

〔4月〕

- 1日：やわら保育園入園式
- 7日：北竜中学校入学式
- 8日：真竜小学校入学式、交通安全祈願祭
- 15～16日：市町村アカデミー
監査委員特別セミナー(沖野議員)
- 24日：農業振興協議会、例月出納検査(監査委員)
- 27日：総務産業常任委員会

活動予定

〔5月〕

- 15日：北竜町開拓記念式、北竜町商工会総会
- 25～26日：全国議長会議長・副議長研修会
- 29日：北空知議会議長連絡協議会総会、空知監査委員協議会定期総会
- 未定：例月出納検査

一般質問

3月9日に開会された第1回定例会では、3名の議員から4件の一般質問がありました。



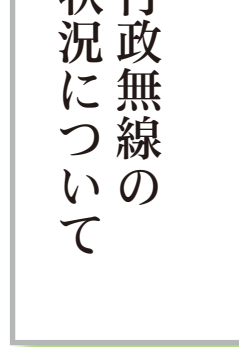
林議員

防災行政無線の設置状況について

林議員

災害時の安定的な一斉伝達を目的に設置され、令和2年よりデジタル方式に移行した防災無線だが、現状は通常連絡を主用途としている。町内の全戸・全事業所に情報が届く設定だが、受信状態が悪いケースもあり災害時に課題がある。

また、戸別受信機の設置にあたり、事前の申請手続きの周知不足により新築後の検査後も未設置が継続している事例も散見される。担当部署に関わらず、点検と連携が求められると思うが改善策について伺う。



佐々木町長

デジタル化により音声は鮮明になる一方、電波状態により全く聞こえないデメリットも確認している。その為、お知らせのない日でも朝の定時放送で「本日の全戸放送のお知らせはありませぬ」を流し、受信確認に活用している。

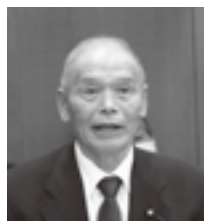
数日間聞こえない場合は機器交換や設置位置の変更などの対応を実施している。家電の通信機能による電波干渉が受信悪化の一因となっている場合があり、設置位置変更で改善される例が多いので周知に努める。

また、戸別受信機設置には

申請書の提出が必要だが、転入者等への情報不足は認識している。無設置者には広報紙で周知し、転入・住所変更手続き時に戸籍・町民生活課にて設置手続きの案内をするなど、部署横断の連携に努める。

林議員

LINEアプリ等の活用推進進捗状況についての確認と、高齢者や聴覚障害者向けに戸別受信機に加えテレビへ



木村議員

眺望の丘を活用した観光振興の施策について

木村議員

初めに眺望の丘の上り口道路整備について、これまで何回か要望が出されているが、ぜひとも早い時期に整備されるように重ねて要望する。

次に、眺望の丘から続く林

緊急内容を表示する情報伝達装置の検討を要望する。

佐々木町長

LINEアプリ等の活用は職員内にて検討を開始し、他市町の事例などを参考に研修を実施している。北竜町に合ったアプリ・方法で遺漏のない情報伝達ができるよう構築する。

聴覚障害のある方への視認性の高い公的情報伝達方法（表示等）も検討を進めたい。

佐々木町長

眺望の丘は昭和58年施工の北雨地区国営農地開発事業により整備された、全町を見渡せる非常に景観の良い圃場である。

平成元年に策定をした北竜町サンフラワーパーク基本構想の中で、その活用が検討され、今では北空知の田園風景と大雪山系を一望できるフォトスポットとして定着している。

現在、町では地方創生2.0を活用しながらひまわりの里、(仮称)わくわく未来創造館、ノンノの森のさらなる改善計画、その他にイチイの森、パークゴルフ場、さくら並木、サンフラワーパーク北竜温泉等の施設間連携を見据えた新たな観光のあり方や、北竜町ひまわりの里活性化協議会を中心に関係機関等と協議を進めている。

今後も眺望の丘の更なる有効活用を視野に、登り口道路の整備並びに木村議員のご提案を参考にしながら、一体的な検討を進めていきたい。



澤田議員

ふるさと納税の 今後の展開について

澤田議員

北竜町のふるさと納税は、主にひまわりライスが中心になっているが、ここ数年、4億円程度の納税額であり、他自治体の伸びに比較して相当落ち込んでいる様に見える。町民の中には、近隣の町では10億円もあるのに、なぜ北竜は少ないのかと疑問を持っている人もいる。

議会としても、令和6年9月の令和5年度決算審査特別委員会において、文書による指摘をしている。発注と受注、供給元と取扱先等、複雑な要因があると思われるが、その中身を町民に詳しく説明されていないのが原因であると思う。自治体それぞれのやり方にもよると思うが、ふるさと納税の現状と今後の取り組みに

ついてお聞きしたい。

佐々木町長

北竜町のふるさと納税については、10年以上にわたり3億円を超える寄付をいただいている。

本年1月より中間管理事業者と地域資源を活かしたふるさと納税事業共創協定を締結し、寄付金額10億円を目指して返礼品の開発等を進め、更なる寄付額増加を見込んでいるが、ふるさと納税の制度上、募集費用の5割以下、商品代3割以下の基準がある。

J Aきたそらちと協議をし、可能な限り米の仕入れ価格の調整を行っているが、現在は米価の変動が大きく価格の調整が難しい状態となっている。

ふるさと納税は貴重な事業

であることから、今後は特産品の新規開拓と合わせて、ひまわりライスの安定的な供給

体制が構築できるよう、J Aきたそらちと継続して協議を行っていく。



澤田議員

町職員に対する ハラスメント条例の制定 を求めることについて

澤田議員

近年、例えばクマの駆除に対する町外からの苦情が多く、自治体に寄せられ業務に支障を来す事態となっている。人口減少社会の中で、なり手

不足は地方公務員にも及んでおり、住民サービスが主体の自治体職員であっても、今の時代、いわゆるお客様は神様ではない。

自宅への呼びつけや内容の伴わない話に長時間拘束させられたり、批判の発言を延々と聞かされる事や職場や路上での恐喝まがいの発言などの例には毅然とした対応が求められるが、担保す

メントに対して職員を守る方策を講じている。

澤田議員

人材不足や限られた勤務時間で、仕事が増えるという状況の中でクレームじみた話を聞かされる事は全く無駄な時間なので、生産性のない話には関わらないということをきちんと条例で謳う必要がある。

佐々木町長

町長に就任してから直接対応したことが数件ある。

まずは、話をしっかりと聞く事で対応できているが、話の論点などが変わってきたなら引き取り願ひ、毅然とした対応をしている。

今後の状況次第では条例化の検討が必要な場合も生じるかもしれないが、対応マニュアルに基づき対応してまいりたい。



議員の賛否の公表（北竜町議会では予算議会における議員の賛否を公表することとしています）

令和8年第1回定例会（会期：3月9日～13日）

○：賛成 △：意見を付与して賛成 □：修正を求め賛成 ×：反対 -：議長の為賛否無し

▽議 案 件 名	沖野	林	寺垣	佐藤	木村	澤田	尾崎	中村
専決処分の承認を求めることについて 〔令和7年度北竜町一般会計補正予算（第6号）について〕	○	○	○	○	○	○	○	-
監査委員の選任について	○	○	○	○	○	○	○	-
北竜町表彰条例に基づく表彰について（4件）	○	○	○	○	○	○	○	-
北竜町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について	○	○	○	○	○	○	○	-
北竜町新規就農者誘致特別措置条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	-
北竜町「子育て」のまち宣言について	○	○	○	○	○	○	○	-
北竜町子育て未来まちづくり基金条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	-
令和7年度北竜町一般会計補正予算（第7号）について	○	○	○	○	○	○	○	-
令和7年度北竜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	○	○	○	○	○	○	○	-
令和7年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）について	○	○	○	○	○	○	○	-
令和7年度北竜町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	○	○	○	○	○	○	○	-
令和7年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）について	○	○	○	○	○	○	○	-
令和7年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業会計補正予算 （第4号）について	○	○	○	○	○	○	○	-
令和7年度北竜町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について	○	○	○	○	○	○	○	-
北竜町移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	-
本会議における質疑の件数	質疑 0件	質疑 0件	質疑 0件	質疑 0件	質疑 0件	質疑 0件	質疑 0件	-

予算審査特別委員会（3月10日～12日）

○：賛成 △：意見を付与して賛成 □：修正を求め賛成 ×：反対 -：委員長・監査委員の為賛否無し

▽委 員 会 付 託 案 件	沖野	林	寺垣	佐藤	木村	澤田	尾崎	中村
北竜町特定乳幼児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定 について	○	○	○	○	○	○	-	○
北竜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の全部改正について	○	○	○	○	○	○	-	○
北竜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部 改正について	○	○	○	○	○	○	-	○
北竜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の全部改正について	○	○	○	○	○	○	-	○
職員の給与に関する条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	-	○
北竜町職員等の旅費に関する条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	-	○
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	-	○
職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	-	○
北竜町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	-	○
北竜町農業集落排水処理施設条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	-	○

北竜町個別排水処理施設管理条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	-	○
北竜町簡易水道事業給水条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	-	○
公の施設に係る指定管理者の指定について（北竜町観光施設）	○	○	○	○	○	○	-	○
公の施設に係る指定管理者の指定について（北竜町社会体育施設）	○	○	○	○	○	○	-	○
公の施設に係る指定管理者の指定について（北竜町碧水地域支え合いセンター）	○	○	○	○	○	○	-	○
公の施設に係る指定管理者の指定について（北竜町立やわら保育園）	○	○	○	○	○	○	-	○
公の施設に係る指定管理者の指定について（北竜町地域子育て支援センター）	○	○	○	○	○	○	-	○
公の施設に係る指定管理者の指定について（北竜町農畜産物直売施設「みのりっち北竜」）	○	○	○	○	○	○	-	○
令和8年度北竜町一般会計予算について	○	○	○	○	○	○	-	○
令和8年度北竜町国民健康保険特別会計予算について	○	○	○	○	○	○	-	○
令和8年度北竜町立診療所事業特別会計予算について	○	○	○	○	○	○	-	○
令和8年度北竜町後期高齢者医療特別会計予算について	○	○	○	○	○	○	-	○
令和8年度北竜町介護保険特別会計予算について	○	○	○	○	○	○	-	○
令和8年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計予算について	○	○	○	○	○	○	-	○
令和8年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業会計予算について	○	○	○	○	○	○	-	○
令和8年度北竜町簡易水道事業会計予算について	○	○	○	○	○	○	-	○
予算審査特別委員会における質疑の件数	質疑 6件	質疑 3件	質疑 6件	質疑 0件	質疑 2件	質疑 12件	-	質疑 6件

予算審査特別委員会における議員質疑（意見付与・修正を求めた質疑）

質疑内容	答弁内容
<p>・地域未来交付金事業について 国の財源を元に、北竜町のまちづくりに寄与するものであり、大きな期待をすところである。 しかしながら、3年間の交付金事業の終了後の国の交付金事業が、明確ではなく、継続事業に於いては財源的裏付けも含めて、費用対効果の面から運営については、十分な配慮を求めるものである。</p>	<p>2年間の延長が認められているが、それ相当の理由が必要となる。交付金の延長は一事業のみ等限定されるところがあるので、十分調査し進めていく。</p>



最近見た文章に、

『人生でやるべきこと、学ぶべきことは無数にある。でも一方で、与えられた時間は意外と短い。だから朝起きて夜寝るまでの時間を弛まず丁寧に励もうという心がけは、いつでも持っておいた方がよい。』

それに怠けと油断は「心のスキマ」を生み出し、そこから悪い欲望（これを煩惱という）が入り込みやすくなる。煩惱は毒蛇のように危険で、心の部屋の中にじつと住み着く。そんな中で無防備に居眠りするのとはとても危険だ。良い習慣が身に付き毒蛇を追い出す事が出来るようになるまでは細心の注意を払って生活しなければならぬ。せっかくの人生を無駄に浪費してしまうのは、もったいないし恥ずかしいことだと知ろう。』
『というのがあり日々の過ごし方を振り返り反省です。なるべく丁寧に過ごすことを心がけてみようと思ったのは私だけでしょうか。』

（林 佳子）



お知らせ

今月の行政相談

毎日の暮らしの中で行政が行っている年金、道路、河川、窓口サービス等に対する、不満や苦情、または要望や意見などを受け付けています。

相談は無料で、口頭・電話・手紙での相談はいつでも受け付けています。

【今月の定例相談日】

5月19日(火)
13時30分～15時30分

【場所】

老人福祉センター

【行政相談委員】

長谷川秀幸
TEL 34・2611

高齢者運転免許証

自主返納時の送迎日

65歳以上の方で運転免許証を自主返納される方を対象に、自宅から深川警察署沼田警察庁舎まで送迎を行います。

【5・6月の送迎日】

■ 5月18日(月)

※申し込み期限5月15日(金)

■ 6月19日(金)

※申し込み期限6月15日(月)

【申し込み先】

役場こども・くらし応援課

戸籍・町民生活係

TEL 34・7030



マイナンバーカードの 時間外窓口について

左記の日程でマイナンバーカード関連手続きの窓口を開設します。事前の電話予約が必要となりますのでお間違いないようお願いいたします。

※時間外窓口では転入・転居・転出などの住所の移動、印鑑登録、証明書発行業務等は行いませんのでご注意ください。

【日時】 5月18日(月)～
5月22日(金)
いずれも19時迄
※電話予約必須

【問い合わせ先】
役場こども・くらし応援課
戸籍・町民生活係
TEL 34・7030



休日当番医

月日	医療機関名	医療機関名(歯科) <small>※診療時間は9時～12時</small>
5/3 (日) 5/6 (水)	深川市立病院 TEL 22-1101	
5/10 (日)	深川市立病院 (担当医・みきた整形外科クリニック 院長 三木田 光) TEL 22-1101	扇町歯科歯科 TEL 0125-24-3300
5/17 (日)	深川市立病院 (担当医・たかはし内科消化器内科 院長 高橋公平) TEL 22-1101	塚本歯科医院 TEL 0125-23-2508
5/24 (日)	深川市立病院 (担当医・深川第一病院 小松英樹) TEL 22-1101	北竜町立歯科診療所 TEL 34-2656
5/31 (日)	深川市立病院 (担当医・北竜町立診療所 浦本幸彦) TEL 22-1101	多比良歯科医院 TEL 0125-54-3510

ちびっこひろば

○日時 5月18日(月)
10:00～11:30
場所 秩父別町キッズスクエアちっくる
内容 お出かけ

ピカピカキッズ

○日時 5月11日(月)
10:00～11:30
場所 子育て支援センター室
内容 講話・体験「キッズカット」

北竜町地域子育て支援センター
TEL : 34 - 8802

■夜間急病テレホンセンター TEL:22-4100

※急病のため夜間・深夜・土曜日の午後から診療を受ける場合は、夜間急病テレホンセンターに電話をしてから受診してください。

人権擁護委員さんが 変わりました

本町の人権擁護委員としてご尽力頂いた西川町内会の澤田正人さんが任期満了に伴い、勇退されました。

澤田さんは、農業に従事しながら、法務局の職員と協力して、人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っており、平成29年4月1日より3期9年間、本町の人権擁護委員として、誠意ももち日々ご尽力いただきました。澤田さんの後任として、4月1日より、新たに和本町町内会の南秀幸さんが人権擁護委員に任命されましたので、お知らせ致します。

尚、現在町内の人権擁護委員は、次の方々です。

- 碧水町内会 瀬戸照代
- 和本町町内会 藤井光子
- 和本町町内会 南 秀幸

令和9年20歳を祝う会 (旧成人式)のお知らせ

令和9年20歳を祝う会を、左記のとおり開催します。式典のご案内は、対象者へ10月中旬頃に送付いたします。

【月日】令和9年1月10日(土)

【会場】北竜町公民館大ホール

①北竜町に住居登録されている方(平成18年4月2日から19年4月1日生まれの方)

②北竜町出身で現在町外に居住されている方(ご家族が北竜町に在住されている方)

③本人が中学校卒業時までに籍していた方

※①～③に該当せず、以前本町に居住していた方で式典に出席を希望される方は、教育委員会へご連絡下さい。

【問い合わせ先】

教育委員会生涯学習推進係
TEL 34・2553

令和8年度 自衛官等募集案内

●2等陸・海・空士

【応募資格】 日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の男女

【受付期間】 通年

【試験期日】

6月7日(日)・8日(月)

のどちらか1日

【試験会場】

陸上自衛隊旭川駐屯地

(旭川市春光町)

【問い合わせ先】

自衛隊旭川地方協力本部

旭川地区隊

TEL 0166・55・0100

■ 役場総務課総務係

TEL 34・7028

■ 募集相談員

加藤幸・松本浩章・寺垣信晃



自動車税種別割の 納期限は6月1日です

自動車税種別割は4月1日現在の登録に基づいて課税され、納税通知書が5月7日に発送されます。使用しない自動車は登録を抹消してください。

次の場合は手続きが必要です。

- 住所が変わったとき
- 自動車を売買したとき
- 自動車を廃車にしたとき

各種登録手続きについては、北海道運輸支局ホームページ(<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/>)をご覧ください。

次の場合は、深川道税事務所までお問い合わせください。

①納税通知書が届かないとき

②やむを得ず納期限までに一括納付が困難なとき

【問い合わせ先】

深川道税事務所
TEL 23・3578

6月1日は 「電波の日」です

総務省では6月1日を「電波の日」とし、6月10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定め、電波利用に関するルールの周知・啓発活動を行います。

免許を受けていない無線局の電波(不法電波)は、携帯電話やテレビ・ラジオに障害を与えるなど、日常生活に悪影響を及ぼすだけでなく、警察・消防・救急・防災・交通など、人命や財産にかかわる重要な無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。

総務省北海道総合通信局では電波を監視し、正しい電波環境の維持に努めています。電波に関する困りごとやご相談は、お問い合わせください。

【問い合わせ先】

総務省北海道総合通信局
TEL 011・737・0099





自転車は免許が無くてもドライバー

■交通ルールマナーを守る

令和8年4月1日から自転車にも交通反則通告制度が適用されました。

【交通反則通告制度とは】

「反則行為」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符（反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面）が交付され、反則金の納付が通告されます。

通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へ移行せず起訴されない（いわゆる「前科」もつかない）制度をいいます。

北海道において、令和6年中に発生した自転車乗車中の人身交通事故のうち、約6割に自転車側にも法令違反がありました。

自転車は幅広い世代で利用される手軽な乗り物ですが、自転車も車両の仲間です。交通ルールやマナーを守らなければ大きな事故につながります。信号や一時停止、歩行者優先など交通ルールを守り交通事故防止に努めましょう。



■ヘルメット着用促進

頭部の損傷は致命傷となり、重度の後遺症が残る場合があります。事故の衝撃から頭部を守るため、必ずヘルメットを着用しましょう。

■知っていますか？

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、道路における交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為（危険行為）を3年以内に2回以上行った場合、公安委員会から自転車運転者講習の受講を命ぜられます。

北竜町の事件・事故の発生状況（3月末現在）

犯罪の発生件数

	空き巣	工事場狙い	置き引き	粗暴犯	その他	合計
2026年	0	0	0	1	0	1
2025年	0	3	0	2	1	6

交通事故の発生件数

人身事故		物損事故	
2026年	0	2026年	13
2025年	0	2025年	38



インタビューメディア『ひまわりのまわり』更新情報

北竜町できらりと光る町民を紹介するインタビューメディア『ひまわりのまわり』。4月は北竜町社会福祉協議会の「村井恵さん」、おやこサークル「ころころ」の元代表で中学校教員の「高田さやかさん」の記事をアップしました。令和7年度分の記事をまとめた『ひまわりのまわり冊子版』も町内全戸に配布します。



https://note.com/himawari_mawari

【問い合わせ先】役場まち未来戦略課 TEL：34-7029

■「北竜ひまわり地域づくり協同組合」について

4月1日より、「北竜ひまわり地域づくり協同組合」が運営を開始しました。これまで移住希望者を受け入れる際、町内で安定した就業先を十分に確保できず、受け入れ体制に課題がありました。

今後は移住者を年間雇用し、マルチワーカーとして複数の就業先で働くことが可能になります。人手不足への対応と移住・定住支援を両立する新たな仕組みとして、地域の暮らしと産業を支える体制整備を進めてまいります。組合についてご興味ある方はお問い合わせください。

【問い合わせ先】北竜ひまわり地域づくり協同組合 TEL：070-2427-3646

企業版ふるさと納税のご寄附をいただきました



企業版ふるさと納税をいただいた企業様をご紹介します。
 なお、公表についてはご了承をいただいた企業様のみ掲載しております。

- ホクレン農業協同組合連合会 外2社
- 令和7年度企業版ふるさと納税寄附総額：610万円

ご寄附いただき、ありがとうございました。

戸籍の窓口

■お悔やみ申し上げます

和本町 続木 幹雄氏 78歳
 (3月8日死去)

【ご厚志】
 ありがとうございます

生前のお礼として
 社会福祉協議会へ

和本町 続木 恵美子様

春夏秋冬

甲高き声青空に新教師
 冬囲外せばイチイ雲の形
 春泥や鳥の足跡アトトめく
 今日からは汽笛聞けなく四月馬鹿
 あの雲に乗りたき列車春の旅
 黄砂降り一憂の村ハウス組む

山本玲子
 山岸正俊
 吉尾広子
 山下好晴
 佐藤美智子
 阿部れい子

令和8年度 北竜消防団新体制
 4月1日付けで北竜消防団幹部が新体制となりましたので
 お知らせします。

【団本部】		【第1分団】		【第2分団】	
団長	鶴飼孝志【新】	分団長	藤井明紀	分団長	干場守【新】
副団長	山本光也【新】	副分団長	高橋孝行	副分団長	鈴木公洋【新】
部長	佐藤綾人	部長	松本和宏【新】	部長	江田正【新】
班長	小松修	班長	藤田大輔	班長	朝倉億法【新】
班員	高田昌幸	班員	高田幸喜【新】	班員	高田幸喜【新】
班員	佐々木進一【新】	班員	松永尊【新】	班員	松本成悟【新】
班員		班員		班員	山外明人【新】

まちの動き

4月1日現在 (前月比)
 世帯数 769世帯(+6)
 人口 1,547人(-6)
 男 746人(+2)
 女 801人(-8)
 (外国人含)



皆様へ！ お話がしたいです
 その声をまちづくりに活かします！

お気軽に町長室にお立ち寄りください。
 公務や事務打ち合わせなどの予定が入る場合もありますので、
 事前に電話をいただければ幸いです。

■役場総務課 TEL：34 - 7028





北竜土地改良区

本年度予算を通常総会で可決
 予算総額 385,712千円
 10アール当賦課金：甲地区9,100円 / 乙地区7,280円



北竜土地改良区
 理事長 深瀬 純一

組合員の皆様には、日頃より本土地改良区の運営並びに各種事業の推進に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

本土土地改良区はこれまで、農業生産の基盤となる農業用水の安定供給や、用排水路・農道など土地改良施設の維持管理を通じて、地域農業の発展と農村環境の保全に努めてまいりました。これもひとえに組合員の皆様をはじめ関係機関のご支援、ご協力の賜物であり、深く感謝申し上げます。

さて、近年の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足、資材価格の高騰などにより、非常に厳しい状況が続いております。また、近年頻発する異常気象により、農業用施設の維持管理や防災対策の重要性も一層高まっております。

このような状況の中、農業生産を支える基盤整備を担う土地改良区の役割は、今後ますます重要になってくるものと考えております。

当土地改良区におきましては、農業用水の安定供給をはじめ、用排水路や関連施設の適切な維持管理を行うとともに、施設の老朽化対策や計画的な整備を進め、地域農業の持続的な発展に寄与できるよう努めてまいります。また、関係行政機関や地域の皆様と連携を図りながら、安全で安心な農業基盤の確保に取り組んでまいります。

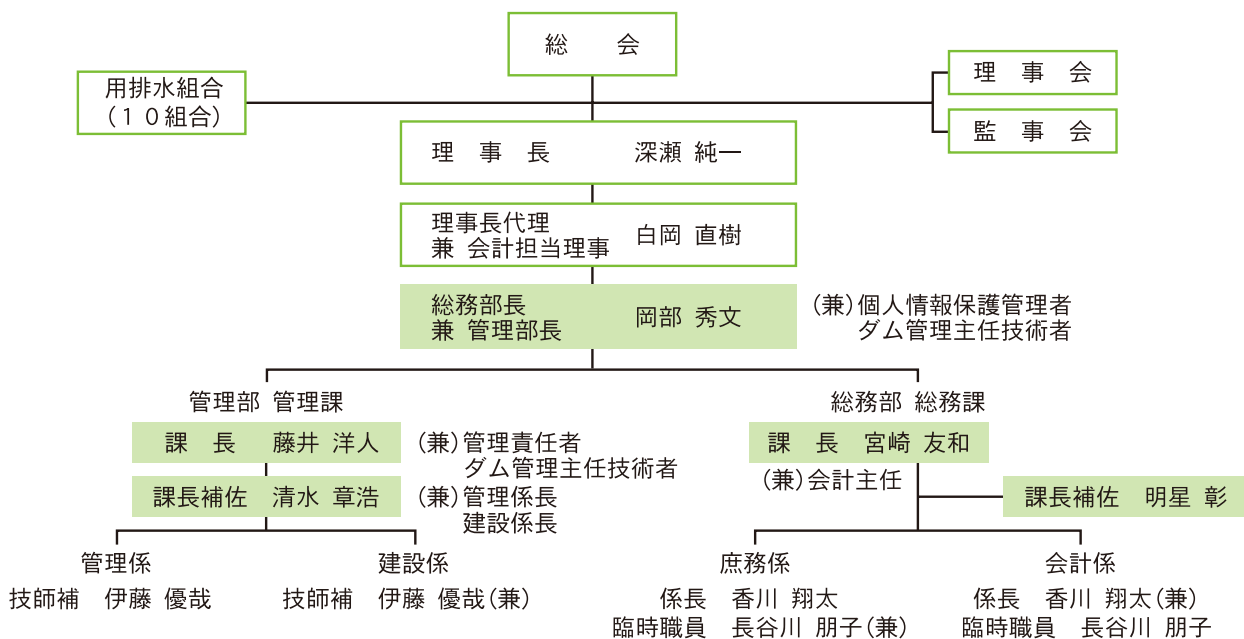
本年度の通常総会におきましては、令和8年度の収入支出予算、ならびに令和8年度の事業計画、配水計画などの重要な議案についてご審議いただきました。組合員の皆様のご理解とご協力により、すべての議案につきましてご承認をいただきましたことに、改めて御礼申し上げます。

今後とも、役員一同、土地改良区の使命を十分に認識し、地域農業の発展と農業基盤の維持向上のため誠心誠意努力してまいりますので、組合員の皆様におかれましては、引き続き本土土地改良区の事業運営に対しまして、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、組合員並びに関係各位のご健勝とご多幸、そして地域農業のさらなる発展をご祈念申し上げます。挨拶とさせていただきます。

北竜土地改良区機構図

令和8年4月1日現在



令和8年度通常総会で収入支出予算などを可決

本年度の通常総会が去る3月25日北竜町合同庁舎において開催されました。議長に山本光也氏、議事録記名人に高畑克洋氏、櫻庭誠之氏をそれぞれ選任して別掲のとおり全議案が可決されました。

議案	件名	内容	結果																												
第1号	令和7年度 特定資産の会計繰入額の一部変更について	<p>令和7年度会計に充当するため、下記の通り特定資産の一部を変更し会計に繰入する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>積立金の種類</th> <th>金額</th> <th>増減</th> <th>付 記</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員退職給付引当積立資産繰入金</td> <td>4,000,000 (4,000,000)</td> <td>0</td> <td>福利厚生貸付の為</td> </tr> <tr> <td>役員退任慰労金積立資産繰入金</td> <td>4,693,000 (4,693,000)</td> <td>0</td> <td>役員任期満了による退任慰労金支払に充当の為</td> </tr> <tr> <td>転用決済金積立資産繰入金</td> <td>12,011,000 (12,011,000)</td> <td>0</td> <td>事業費充当の為</td> </tr> <tr> <td>畑地化協力金積立資産繰入金</td> <td>224,000 (224,000)</td> <td>0</td> <td>事業費充当の為</td> </tr> <tr> <td>償還準備積立資産繰入金</td> <td>149,970,000 (82,539,000)</td> <td>67,431,000</td> <td>北竜南2地区精算による繰上償還支払に充当の為に一度全額取崩するため</td> </tr> <tr> <td>中心経営体農地集積促進事業積立資産繰入金</td> <td>301,000 (301,000)</td> <td>0</td> <td>事業費充当の為</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※()内は変更前の金額</p>	積立金の種類	金額	増減	付 記	職員退職給付引当積立資産繰入金	4,000,000 (4,000,000)	0	福利厚生貸付の為	役員退任慰労金積立資産繰入金	4,693,000 (4,693,000)	0	役員任期満了による退任慰労金支払に充当の為	転用決済金積立資産繰入金	12,011,000 (12,011,000)	0	事業費充当の為	畑地化協力金積立資産繰入金	224,000 (224,000)	0	事業費充当の為	償還準備積立資産繰入金	149,970,000 (82,539,000)	67,431,000	北竜南2地区精算による繰上償還支払に充当の為に一度全額取崩するため	中心経営体農地集積促進事業積立資産繰入金	301,000 (301,000)	0	事業費充当の為	可決
積立金の種類	金額	増減	付 記																												
職員退職給付引当積立資産繰入金	4,000,000 (4,000,000)	0	福利厚生貸付の為																												
役員退任慰労金積立資産繰入金	4,693,000 (4,693,000)	0	役員任期満了による退任慰労金支払に充当の為																												
転用決済金積立資産繰入金	12,011,000 (12,011,000)	0	事業費充当の為																												
畑地化協力金積立資産繰入金	224,000 (224,000)	0	事業費充当の為																												
償還準備積立資産繰入金	149,970,000 (82,539,000)	67,431,000	北竜南2地区精算による繰上償還支払に充当の為に一度全額取崩するため																												
中心経営体農地集積促進事業積立資産繰入金	301,000 (301,000)	0	事業費充当の為																												
第2号	令和7年度会計 収入支出第2回補正予算について	既定補正予算額より76,160千円を増額し、第2回補正予算額を983,556千円とするもの。	同																												
第3号	令和8年度 事業計画について	令和8年度 土地改良事業計画について説明するもの。	同																												
第4号	令和8年度 北竜土地改良区 配水計画について	令和8年度 北竜土地改良区 配水計画について説明するもの。	同																												
第5号	北竜土地改良区 定款の一部変更について	定款の一部を変更するもの。	同																												
第6号	北竜土地改良区 規約の一部変更について	規約の一部を変更するもの。	同																												
第7号	北竜土地改良区 会計細則の一部変更について	会計細則の一部を変更するもの。	同																												
第8号	令和8年度 農林漁業資金借入について	土地改良事業費の一部を日本政策金融公庫より借入するもの。 本年度借入額 39,250千円	同																												
第9号	令和8年度 中心経営体農地集積促進事業(通年施行)の実施について	令和8年度 中心経営体農地集積促進事業(通年施行)を、下記の通り実施する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名(地区名)</th> <td>道営土地改良事業(北竜南1地区、渭の津2地区)</td> </tr> <tr> <th>補助率</th> <td>事業費の55%</td> </tr> </thead> </table>	事業名(地区名)	道営土地改良事業(北竜南1地区、渭の津2地区)	補助率	事業費の55%	同																								
事業名(地区名)	道営土地改良事業(北竜南1地区、渭の津2地区)																														
補助率	事業費の55%																														
第10号	令和8年度 積立金の会計繰入について	<p>令和8年度会計に充当するため、下記の通り積立金の一部を会計に繰入する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>積立金の種類</th> <th>金額</th> <th>付記</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転用決済金積立資産繰入金</td> <td>42,011,000</td> <td>事業費充当の為</td> </tr> <tr> <td>畑地化協力金積立資産繰入金</td> <td>224,000</td> <td>事業費充当の為</td> </tr> <tr> <td>中心経営体農地集積促進事業積立金繰入金</td> <td>95,000</td> <td>事業費充当の為</td> </tr> </tbody> </table>	積立金の種類	金額	付記	転用決済金積立資産繰入金	42,011,000	事業費充当の為	畑地化協力金積立資産繰入金	224,000	事業費充当の為	中心経営体農地集積促進事業積立金繰入金	95,000	事業費充当の為	同																
積立金の種類	金額	付記																													
転用決済金積立資産繰入金	42,011,000	事業費充当の為																													
畑地化協力金積立資産繰入金	224,000	事業費充当の為																													
中心経営体農地集積促進事業積立金繰入金	95,000	事業費充当の為																													

次ページに続く

議案	件名	内容	結果										
第11号	令和8年度 賦課金の徴収率及び徴収額並びに時期方法について	<p>令和8年度 賦課金の徴収率及び徴収額並びに時期方法について審議を求めるもの。 賦課基準日 5月1日</p> <p>◇経常賦課金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理 10a当り 甲地区 9,100円 乙地区(畑) 7,280円(甲地区の80%) A地区 950円 <p>※農業の継続発展の為、当区管内行政における新規就農者誘致特別措置条例に規定する新規就農認定を受けた組合員に対して申し出があった場合には、甲地区に該当する経常賦課金の80%の徴収とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理(北竜南1地区) (中心経営体農地集積促進事業) 10a当り 甲地区 27,450円 北竜南1地区 61,000円(45%) ※2期分で徴収 ・維持管理(渭の津2地区) (中心経営体農地集積促進事業) 10a当り 甲地区 22,500円 渭の津2地区 50,000円(45%) ※雨竜町より助成 <p>徴収率 第一期 30% 第二期 70%</p> <p>徴収時期 第一期 納入通知 6月15日 第一期 納入通知 7月31日 第二期 納入通知 10月15日 第二期 納入通知 11月15日</p> <p>徴収方法 組勘、普通預金、現金にて徴収する。</p> <p>◇特別賦課金 地区ごとに事業費割、地積割で賦課する。</p> <p>徴収時期 納入通知 10月15日 納入期限 11月15日 徴収方法 組勘、普通預金、現金にて徴収する。</p>	可決										
第12号	令和8年度 加入金の徴収について	<p>令和8年度中において、当区の地区に編入される土地に対しての加入金を徴収するもの。</p> <p>10a当り 20,000円 徴収期日 納入通知書に記載された期日とする。</p>	同										
第13号	令和8年度 決済金の徴収について	<p>令和8年度の決済金の徴収を、地区除外等処理規程第6条第1項及び第2項に基づき、決済金の額、徴収の時期及びその方法を定めるもの。</p> <p>10a当り 甲地区 98,910円 A地区 950円 (10a当り)</p> <p>※なお、その土地に土地改良事業により特別賦課金(借入未償還額)がある場合は、残金の当該面積分も併せて決済するものとする。 ※乙地区(畑)決済金については、甲地区(田)と同額とする。 徴収期日 納入通知書に記載された期日とする。</p>	同										
第14号	令和8年度 畑地化協力金の徴収について	<p>令和8年度の畑地化協力金の徴収を、畑地化協力金徴収規程第6条に基づき、畑地化協力金の額、徴収の時期及びその方法を定めるもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>維持管理費差額</th> <th>残耐用年数</th> <th>法定利率</th> <th>畑地化協力金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乙地区</td> <td>1,820円</td> <td>14年</td> <td>3%</td> <td>21,170円</td> </tr> </tbody> </table> <p>北海道が指定した期日とする。</p>	地区名	維持管理費差額	残耐用年数	法定利率	畑地化協力金	乙地区	1,820円	14年	3%	21,170円	同
地区名	維持管理費差額	残耐用年数	法定利率	畑地化協力金									
乙地区	1,820円	14年	3%	21,170円									
第15号	令和8年度 役員報酬の決定について	<p>理事、監事の役員報酬については提出議案の定めるところにより決定するもの。</p>	同										
第16号	令和8年度 一時借入金 借入先最高限度額の決定について	<p>運営並びに事業経理資金として、一時借入金、借入先、最高限度額を決定するもの。 きたそらち農業協同組合北竜支所 外2金融機関 最高限度額 80,000千円</p>	同										
第17号	令和8年度会計 収入支出予算について	<p>令和8年度会計 予算額を385,712千円とするもの。</p>	同										

令和8年度配水計画

組合	支線	5/1～5/10	5/11～5/25	5/26～6/30	7/1～7/10	7/11～8/31
		徐々に水量を増やす	代掻期	普通期	深水期	普通期
美葉牛	沼の沢、上田川、三線川	0.23	0.45	0.28	0.41	0.28
	尻無川、五の沢川、四の沢川					
岩村	三の沢川、岩村線第1、岩村線第2、四戸	0.14	0.37	0.24	0.31	0.22
	一の沢川	0.09	0.16	0.10	0.14	0.10
碧水	八戸、高台	0.19	0.34	0.23	0.32	0.23
	美葉牛、北竜幹線直下、碧水	0.33	0.53	0.36	0.49	0.36
古作	古作北	0.15	0.23	0.14	0.21	0.14
	古作南	0.10	0.15	0.09	0.14	0.09
西川	西川線	0.06	0.10	0.06	0.09	0.06
	小豆沢線	0.16	0.16	0.10	0.15	0.10
板谷	中の岱線、中の岱幹線	0.03	0.60	0.40	0.55	0.40
	第3支線北、第3支線南	0.48	0.76	0.51	0.69	0.51
和	和、和川端	0.38	0.61	0.39	0.56	0.39
	培本社	0.13	0.21	0.13	0.19	0.13
三谷	19区	0.13	0.21	0.13	0.19	0.13
	瑞穂	0.19	0.30	0.18	0.27	0.18
	ペンケ	0.01	0.01	0.01	0.007	0.007
	三谷上流、三谷下流	0.23	0.37	0.23	0.33	0.23
恵竜	恵岱別本線、石油沢、4号線	0.58	1.15	0.73	1.04	0.73
	5号線、6号線、恵岱別線上流					
	恵岱別線下流					
渭の津	1支線、2支線、3支線	0.49	0.96	0.60	0.87	0.60
	幹線中支線					

(通水量 m³/s)

《お知らせとお願い》

- 農業用水の利水にあたり、草刈、ごみ上げ、泥上げ等の通常の維持管理を従来通り行うよう改めてお願い致します。
- 又、改良区施設の要望等については、改良区管理となっておりますので改良区に連絡を入れてください。
- 6月から8月中に年二回位用水路の草刈及び浚渫をお願いしたい。
- 上記の草刈及び浚渫は無論、小破修理においても組合員相互の連絡を密にし、用排水愛護に努めていただきたい。
- 台風、大雨、ゲリラ豪雨の天気予報時は事前に減水又は断水を行うことがあります。
- 天候が回復しても河川の増水及び濁水が原因で、取水が遅れる場合があります。
- 揚水機地区は濁水時、ポンプの故障の原因となるため、ある程度時間を置いて運転願います。
- 幹線草刈等の時に減水します。
- 沼田ダム、恵岱別ダムの雨量が少なく貯水量低下が著しい場合は、交替水となりますのでご協力お願いします。
- 交替水の場合、改良区役職員、用排水組合長、支線長で会議を行います。
- 落水日は8月31日です。落水日より早く落水したい地区は支線長を通してご連絡ください。

届け出をお願いします！

組合員の資格に変更があった場合	農地を転用する場合
<ul style="list-style-type: none"> ・組合員の死亡により、農地を相続した場合 ・住所や組合員名を変更する場合 ・農地の売買、贈与、交換等で名義変更があった場合 ・農業者年金を受けるため経営移譲した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地を宅地等の農地以外に転用する場合 ・農地が道路等の公共工事で買収された場合
<p>農業委員会、農協、役場で手続きを行っても、土地改良区に届け出がなければ台帳等の修正は行われませんので御注意ください。 各種届出様式は土地改良区で準備しておりますので印鑑等を御持参の上、手続きをお願いします。</p>	

農地を転用する場合、決済金がかかります

- 農地転用申請と決済金の納付がない限り、土地改良区の土地台帳から賦課面積を削除できませんので、毎年そのまま賦課金がかかります。
- 水田を宅地等に変更する場合、本土地改良区の意見書が必要ですが、交付されるまで現地調査等の事務手続きに一週間前後の日数を頂きますので余裕を持って申請してください。
- 公共道路の転用申請の場合、事業主体との説明会・用地買収・契約調印の際は、転用申請、転用決済金等の問題も十分協議し、必ず土地改良区へ申請するようにお願いします。

5月9日(土) 午前9時 グランドオープン!

仮オープンにて営業中の農畜産物直売所みのりっち北竜が、5月9日(土)にグランドオープンします。当日は8時45分からオープニングセレモニーの開催、北竜太鼓の演奏、先着50名様に笹団子(2個入り)のプレゼントなど皆様にお楽しみいただける企画をご用意しています。本年も皆様のご来店を心よりお待ちしております。また、スタッフ・出荷者も募集しています！

■営業時間

- ・5月9日(土)～6月19日(金) 9:00～16:00
- ・6月20日(土)～8月16日(日) 9:00～17:00
- ・8月17日(月)～10月25日(日) 9:00～16:00

■定休日

毎週水曜日(6月20日～8月16日の間は通常営業)





北竜町役場
まつの ひでき 地域おこし
松野 秀樹 協力隊員



北竜町役場
かとう つよし 会計年度
加藤 剛 任用職員



北竜消防
さとう らいや
佐藤 頼矢



北竜消防
すずき やまと
鈴木 大和



永楽園
おかもと はるか
岡本 春香 看護師



永楽園
ながの ゆうこ
長野 祐子 介護員



永楽園
よしだ あき
吉田 明季 介護員



やわら保育園
ほんだ こうたろう 子育て保育推進
本田 幸太郎 マネージャー

国民 年金

国民年金保険料は 前納支払いがお得です!!

令和8年度の国民年金保険料は、1ヶ月17,920円です。
この保険料をまとめて現金払いする事により割引があります。また、口座振替の場合は、当月分をその月の末日までに支払う【早割】や6ヵ月・1年・2年前納などの割引制度があります。

《令和8年度国民年金保険料の現金納付と口座振替の比較》

	1ヶ月分		6ヶ月分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付	17,920円	—	107,520円	—
現金納付(前納)	—	—	106,650円	870円
口座振替(前納)	17,860円	60円(早割)	106,300円	1,220円
クレジット	17,920円	—	106,650円	870円

	1年度分		2年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付	215,040円	—	434,520円	—
現金納付(前納)	211,220円	3,820円	418,510円	16,010円
口座振替(前納)	210,530円	4,510円	417,150円	17,370円
クレジット	211,220円	3,820円	418,510円	16,010円

※「割引額」は「毎月納付」(通常納付)した場合との差額を示しています。

【問い合わせ先】 役場こども・くらし応援課 戸籍・町民生活係 TEL: 34-7030



ようこそ北竜へ

～この春から北竜町で働く方々をご紹介します～



碧水駐在所
とのさき ゆういち
戸ノ崎 雄一 所長



真竜小学校
はまもと ゆみよ
濱本 有未代 校長



真竜小学校
くにしま あさき
國嶋 朝生 教諭



真竜小学校
たわらや さきえ
俵谷 咲生恵 養護教諭



真竜小学校
かとう たつや
加藤 達也 臨時教諭



真竜小学校
さいとう まさふみ
斎藤 正史 公務補



北竜中学校
はしもと
橋本 そあら 教諭



北竜中学校
なかむら みつこ
中村 光子 教諭



北竜中学校
いとう だいち
伊藤 大知 教諭



北竜中学校
おおつき みわ
大槻 泉和 養護教諭



北竜中学校
さえき けんじ
佐伯 健二 公務補



北竜町役場
みよし ひろかず
三好 裕一 地域活性化
企業人



北竜町役場
さいとう たくろう
齋藤 拓朗 主査



北竜町役場
ほかり けいた
穂苅 啓太 保健師



北竜町役場
しむら ひなの
志村 陽菜乃 保健師



北竜町役場
おおにし みはや
大西 美颯 栄養士



北竜町役場
かわべ なおか
川辺 真夏



北竜町役場
すがわら まなか
菅原 万菜花



北竜町役場
とよた むつお
豊田 睦雄 ビジネス
チャレンジ
フェロー



北竜町役場
きたばやし あゆむ
北林 歩 ビジネス
チャレンジ
フェロー



北竜町役場
はやし あまね
林 周 ローカル
キャリアー
パートナー



畜犬登録と狂犬病予防注射

生後91日以上の子犬を所有されている方は、畜犬登録が必要です。また、狂犬病予防注射を毎年1回受けなければなりません。町では、本年度も右表のとおり狂犬病予防注射の集合接種を実施しますので、最寄りの会場で予防注射をお受けください。

なお未登録の子犬を所有されている方は、こども・くらし応援課窓口で事前に登録申請するか、予防注射の会場で申し出てください（※死亡した犬がいる場合についてもご連絡ください）。

- 登録料 1頭 3,000円
- 予防注射料（注射済票含む）
1頭 3,240円
- ※お釣りの無いようにご準備ください。

月日	時間	場所
5月25日(月)	9:00~9:05	美葉牛研修センター前
	9:15~9:35	碧水地域支え合いセンター前
	9:50~9:55	西山治男宅前
	10:10~10:30	板谷コミセン前
	10:35~10:55	北竜段ポール横 (旧老人憩いの家跡地)
	11:00~11:10	農村環境改善センター前
	11:15~11:20	三谷コミセン前
	11:30~11:35	服部政二宅前

【問い合わせ先】 役場こども・くらし応援課 戸籍・町民生活係 TEL：34-7030



北竜町住宅用 太陽光発電システム等設置補助金の 令和8年度分の受付を開始します

太陽光発電システム及び蓄電池の設置について補助対象となります。
さらに、北海道の補助金を活用し、条件を満たせば補助金額を加算します。

◎補助金額

- 町単独
 - 【太陽光発電システム】 発電容量1kw当たり7万円（上限28万円）
 - 【定置用蓄電池システム】 発電容量1kw当たり1万円（上限4万円）
- 加算(※)
 - 【太陽光発電システム】 発電容量1kw当たり2万円（上限8万円）
 - 【定置用蓄電池システム】 発電容量1kw当たり1万円（上限4万円）

(※)加算を受けるには下記加算条件を全て満たす必要があります

- ・既存住宅への設置（新築住宅は加算対象外）
- ・太陽光発電システムと蓄電池の同時設置、
又は既存の太陽光発電システムに接続する蓄電池の新設
- ・太陽光発電モジュールの容量が10kw未満（PCS容量は不問）
- ・蓄電容量が17.76kwh未満

◎申込方法 交付要綱（役場建設課にあります。町のホームページでも入手できます）をご覧になり、必要書類を役場建設課に提出願います。

◎申込期間 令和8年5月1日（金）から12月21日（月）まで

※町のホームページにて、町内での過去の発電実績を公表していますので是非ご覧ください。

【問い合わせ先】 役場建設課 建築係 TEL：34-7034



保健師の健康小話

～予防は治療に勝る～

【第65回】

肺炎予防について

(担当：保健師 田中 望美)

■今の元気を保つために、肺炎は『かからないこと』がとても重要です！

肺炎は日本の死因順位でも常に上位に入る病気です。特に高齢者は肺炎をきっかけに、一気にフレイル（体が弱った状態になること）が進んでしまうことも少なくありません。

一度肺炎で入院すると数週間の安静が必要になるため、数年分相当の筋肉が失われ、飲み込む力の低下によって誤嚥性肺炎を再発するリスクも高まります。特に持病がある方は重症化しやすく、治った後も身体が完全に回復する事が難しくなります。



今日から実践！3つの肺炎予防

肺炎は「かからないこと」が重要です。日頃のちょっとした心がけが大きな力になります。

①手洗い・うがいと規則正しい生活

ウイルスや菌を体に入れない基本は手洗いです。また免疫力を高めるために、適切な食事・睡眠、運動など、規則正しい生活を送りましょう。持病の治療を継続することも重要です。

②お口の中を清潔に

口内の細菌の誤嚥（ごえん）により起きる「誤嚥性肺炎」の予防として、1日数回は歯磨きを行い、口内を清潔に保ちましょう。



③「肺炎球菌ワクチン」の接種

成人の肺炎の原因で最も多い「肺炎球菌」のワクチンを接種することで、肺炎球菌による肺炎発症・重症化予防効果が期待できます。令和8年度より、従来品と比較し、より強力で長期の効果が期待できる「20価ワクチン」が開始となります。65歳を過ぎたら接種をご検討ください。

■高齢者肺炎球菌ワクチンの助成について

北竜町では、初めて高齢者肺炎球菌ワクチンを打つ方へ、接種費用を助成しています。

①定期接種対象の方（満65歳の方）※対象者には誕生日月の月末に通知でお知らせします。

北竜町立診療所を含む指定医療機関にて、自己負担額4,000円で接種できます。

②定期接種以外の方（66歳以上の方で、今までワクチンを接種していない方）

全額自費で肺炎球菌ワクチンを接種した後に、町より5,000円を助成します。

詳細は「役場こども・くらし応援課 健康推進係 TEL：34-7031」までお問い合わせください。

5月の
保健・介護予防
行事

● 認知症物忘れ相談 25日（月）10:00～11:30 碧水地域支え合いセンター

26日（火）10:00～11:30 商業活性化施設ココワ研修室

※変更になる場合がありますので、防災無線等でご確認ください。

診療所 だより



No. 331
診療所長 浦本幸彦

五月病予防

5月と聞いて最初に思い浮かべることは、やっぱり連休でしょうかね。農家の方にはさっぱり実感が湧かないと思われませんが。ただこどもの日端午の節句がありますからお子さんやお孫さんの居られる家庭は賑やかになるのではないのでしょうか。

僕の子供のころには飾り付ける武者人形が鎧に触つてみたり、小さな刀を振り回していた記憶があります。鯉のぼりはありませんでした。幼稚園や小学校で手作りした鯉のぼりを持って帰った記憶までです。春の北竜はよく風が吹くので鯉も気持ちよく大空を泳ぐことでしょう。

さてそんな連休の後に発生しやすいのが新人君たちの五月病です。緊張の4月から連休で一息ついて、さて試合再開と行きたいところですが、元気が出ない、学校や職場に行きたくない、やる気が出ない。食欲低下や倦怠感、不眠まで出ることもあります。

新たな環境や人間関係でストレスを感じるのには理解でき

ますよね。

新しい環境にワクワクして友達何人できるかな的な意気込みで臨まれる方(変化をブラスにとらえる人々)。

あくまでマイペースで変化に流されない方(変化に何も感じない人々(笑))。

これらのタイプの方々に五月病は無縁でしょう。

几帳面で細かいことに気が付く責任感の強い慎重派の方。特にど優等生タイプであり、失敗に慣れていない方(打たれ弱く変化に対しマイナスの反応を示しやすい人々)は要注意だと思えます。

五月病とは医学的な正式病名ではありません。医学的に解説するなら、適応障害とか反応性抑うつ状態、更にはうつ病といったところでしょうか。

対応策としては以前から言われていますが規則正しい生活を送り、趣味などの楽しみをもってストレスを消化していく。運動をして気分転換を行い、一人で抱え込まず仲間と悩みを分かち合うなどと書

いてあります。

そうですね、未体験の強い緊張下の中で完璧であろうとするなんて無理ですよ。

そりやでつかいストレスを抱え込みますよね。そうならないためには高得点でなくてもいいんです。見栄を張らなくてよいんです。初めての環境や未経験の仕事などに最初から完璧なんてありません。派手な失敗をしたこともなく怒られたこと(現代では指導)もない優等生はついつい新しい環境でも最高点を目指してしましますもんね。

謙虚に何も知らない、何もしたことがないと自覚し失敗を恐れず、逆に失敗で勉強させてもらうぐらいの緩さといえますか余裕を持ってほしいですね。失敗してヘラヘラ、ニヤニヤする必要はありませんが「しまった一生の不覚」と悲観することはありません。そこで失敗を糧に勉強して二度と(なるべく)同じ過ちを繰り返さないようにすればいいんです。先輩方がやってきたように。

北竜町立診療所

休診日のお知らせ

5月27日(水)は午後1時30分より、浦本先生が深川市において介護認定審査会に出席のため、午後より休診となります。

令和7年度 北空知リーダー養成講習会を実施

3月25日～26日の1泊2日の日程でネイパル深川にて北空知1市4町と雨竜町の小学生・中学生を対象に標記事業を実施しました。

北竜中学校から7名の生徒と真竜小学校から3名の児童が参加し、他市町村の児童生徒と様々なプログラムを通して交流を深めました。



キンボール教室を開催

3月5日に北竜町改善センターにてキンボール教室を開催しました。

4チームに分かれて、キンボールを使ったミニゲームや簡易版ルールにて試合を行いました。幅広い年代で交流を深めながら楽しむことができました。



5月の生涯学習カレンダー

月日	行事名	場所	時間
16日(土)	陸上教室	真竜小学校グラウンド	10:00～
17日(日)	フットパス	町内	8:30～
21日(木)	ひまわり大学入学式	公民館大ホール	10:00～
23日(土)	子どもと高齢者のふれあい事業	ふれあい農園	9:30～
29日(金)	北竜中学校陸上記録会	北竜中学校グラウンド	9:30～

真竜小学校新1年生へ記念品を贈呈

真竜小学校に入学する新1年生へ、平井和子さん(碧水)より、ひまわりの形に編み込まれたキーホルダーが、山田孝雄さん(和本町)より、名前入りのペン立てが贈呈されました。

記念品は4月8日の真竜小学校入学式当日に新しい教科書と共に先生から受け渡されました。



■今後の主催事業

教育委員会主催の社会教育・体育事業は下記QRコードより詳細をご確認いただき電話等でお申し込み下さい。



- ・陸上教室…5/16
- ・フットパス…5/17
- ・子どもと高齢者のふれあい事業…5/23

■各学校便り

右記QRコードより学校便りをご覧いただけます。

【問い合わせ先】

北竜町教育委員会 TEL:34-2553 真竜小学校 北竜中学校



■北竜町のこれからの学校づくり「かわら版」

右記QRコードより、準備委員会の様子等が掲載された「かわら版」令和7年度第1号をご覧いただけます。



■図書館便り

右記QRコードより図書館便りをご覧いただけます。



※印刷物でご覧になりたい方は教育委員会 (TEL:34-2553) までご連絡ください。

公民館・改善センター 図書館・郷土資料館の休館日

5月 4・11・18・25日(毎週月曜日)

図書館・郷土資料館の開館時間

火～土曜日 9:00～18:00 / 日曜日 9:00～17:00

窓口時間 変更の お知らせ

すこやかセンター1階(こども・暮らし応援課、出納室) の窓口時間が変更になります

令和8年5月18日(月)より、北空知信用金庫北竜支店の店舗移転に伴い、

すこやかセンター南側玄関の解錠時間が9:00~17:00となります。

併せて、すこやかセンター1階の

こども・暮らし応援課並びに出納室の窓口時間も9:00~17:00になります。

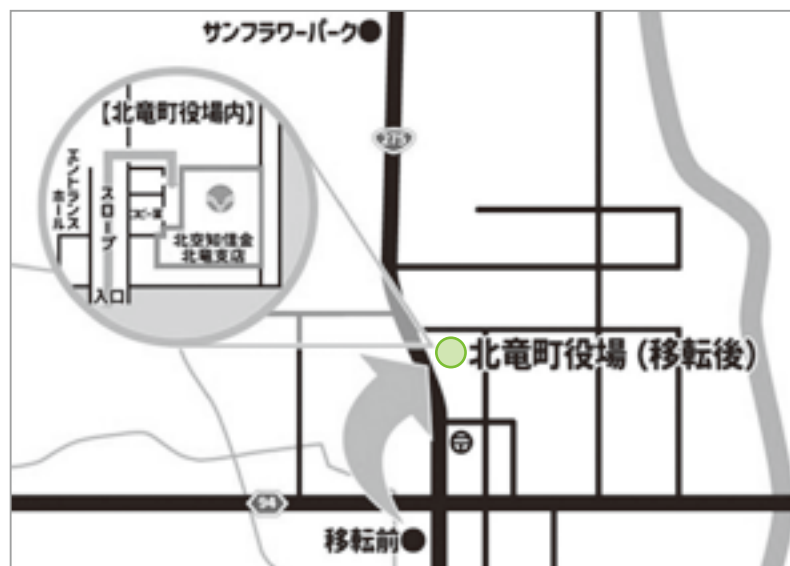
※窓口時間以外(8:30~9:00並びに17:00~17:15)にすこやかセンターにご用がある場合は、合同庁舎玄関をご利用下さい。

※合同庁舎(総務課、まち未来戦略課、産業課、建設課)窓口の時間変更はありません。

ご不便をおかけしますが、ご理解のほど何卒宜しくお願い致します。

北空知信用金庫北竜支店 店舗移転のお知らせ

- 移転日 令和8年5月18日(月)
- 移転先 雨竜郡北竜町字和11番地1(北竜町役場内)



- 営業時間 【午前の部】 9:00~11:30
【午後の部】 12:30~15:00
※11:30~12:30は昼休み(窓口閉鎖)とさせていただきます。
- 【ATM】 平日9:00~17:00
※移転後はATM稼働終了時刻が17:30→17:00へ変更となります。

 北空知信用金庫